

藤岡市農業委員会
令和元年第9回
定例会議事録

令和元年9月4日招集

令和元年藤岡市農業委員会第9回定例会議事録

令和元年9月4日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第9回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第53号 農用地利用配分計画（案）について
報告第17号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第18号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|--------|------|-------|
| 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 | 5 番 | 村島 光一 |
| 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 | 9 番 | 中村 勉 |
| 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 | 13 番 | 黒澤 義雄 |
| 14 番 | 高田 孝雄 | | | | | | |

[欠席農業委員]（1名）

- 1 番 折茂 高弘

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 新井 浩一 | 2 番 | 堀口 修 | 3 番 | 堀越 隆 | 4 番 | 廣瀬 勉 |
| 5 番 | 堀越 豊 | 6 番 | 宮下 春雄 | 7 番 | 木村 正徳 | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 事 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

(開 会 13時30分)

事務局次長 　　ただ今より令和元年第9回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和元年第9回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数14名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。2番堀米委員、3番関根委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第50号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時31分 休憩)

(14時16分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、立石のSさんが、経営規模の拡大を図るため、立石の農地1筆、185㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第49号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第49号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 49 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、中島の Y さんが、中島の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は 324 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 50 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして 2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 50 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号 2 番は、上落合の H さんが、上落合の農地を農家住宅敷地拡張用地として転用するもので、面積は 102 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 50 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 7 番の 7 件です。

整理番号 1 番は、市外の I さんが、立石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 466 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の F さんが、中の農地を売買で取得し、通路用地として転用するもので、面積は 120 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、同じく市外の F さんが、中の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 895 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、中栗須の K さんが、中栗須の農地を贈与で取得し、分家住宅用地として転用するもので、面積は 500 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、上大塚の S さんが、鮎川の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 500 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市内の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、面積は 233 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、保美濃山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,049 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長

議案第 51 号整理番号 1 番から 7 番について 1 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたら

お願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第51号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第51号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 51 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 8 番から 15 番の 8 件です。

整理番号 8 番は、市外の O さんが、岡之郷の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 499 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 207 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、中栗須の K さんが、中大塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 257 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、本動堂の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 5,567 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ない

と判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,027 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市外の法人が、三本木の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,039 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の法人が、高山の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 949 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、市外のMさんが、下日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 826 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長 議案第 51 号整理番号 8 番から 15 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

す。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 51 号整理番号 11 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 14 番は許可と決定します。次に整理番号 15 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 15 番は許可と決定します。続きまして、議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 52 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 賃借料がゼロ円とあるが、タダということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 利用権の種類のところで使用貸借となっているのは、タダで貸すということですが、17 番だけは賃貸借ということで賃料が発生します。

岩下委員 こういう場合は、水利費はどちらが出すのですか。

事務局 水利費は、特に決まりがないので当人同士で話し合っていて決めていただいています。

議長 埼玉では、ゼロ円の場合は基本的に地権者が支払っている。

議長 秋山委員どうぞ。

秋山委員 美九里で土地改良区の農地は、賃借料は田んぼが 5,000 円で水利費は地権者が支払う。畑で灌漑用水が無い場合はゼロ円、灌漑用水がある場合は 3,000 円と決まっている。

議長 関根委員どうぞ。

関根委員 中間管理機構で農地の貸し借りや売買の条件設定として、申込用紙の様式の中に水利費は相対で決めるとか、希望を書く欄とかありましたか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 水利費をどちらが持つとかの取り決めは無いと思います。中間管理事業を利用するにあたっての賃料の基準は、農林課で受け付ける場合は田んぼで 7,000 円、畑で 5,000 円という目安を設定しています。

議長 福田委員どうぞ。

福田委員 標準賃料として設定した金額で貸す人、ゼロ円でもいいから貸したい人、あるいは物納、お米で支払うというケースがあります。

事務局 中には、お金はいいから、とにかくやってもらいたいという方もいます。その辺は所有者の考え方だと思います。

議長 他に何かありますか。
(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 52 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 53 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　　ただ今、議案第 53 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 　　特に、意見もないようですので、議案第 53 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員ですので異議なしと認め、議案第 53 号農用地利用配分計画(案)については、そのように決定します。続きまして、報告第 17 号・18 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 　　ただ今、報告第 17 号・18 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 　　特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和元年第 9 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時50分)